

# 大矢船自治会館管理運営規則

## (目的)

第1条 この規則は大矢船自治会館及び別館の円滑な管理運営を目的に定める。

## (利用基準)

第2条 この会館は、自治会活動及び公共機関の行事の他、会員の文化教養、福利厚生など、会員の生活向上に寄与する行事に限り利用することができる。  
但し、利用責任者は大矢船自治会会員とする。

## (利用申込)

第3条 利用申し込みに際しては、継続利用者は別紙所定の申込書により、一次利用者は電話にて、会館管理部長に申込む事とする。利用日の2カ月前から受付するものとし、利用優先順位等を勘案し、利用する部屋の決定及び変更は会館管理部が行う。

2 一般利用の利用料金区分はその利用団体における自治会会員比率により決める。

3 継続利用者は、毎年3月に開催される「会館利用説明会」に必ず出席し、次年度の「継続利用団体現況届」と「名簿」を提出する。尚、利用区分は第5条に基づき決定する。又、利用年度途中で利用内容が申込時と相違する状況となった時は速やかに新たな「継続利用団体現況届」と「名簿」を提出すること。利用区分の変更は、次回の料金納入時からとする。

## (義務事項)

第4条 利用責任者は、火災等の予防に留意し、利用後の点検事項を遵守し、鍵の返却と共に会館利用報告書に必要事項を記入のうえ会館管理部に提出する。尚、会館利用時に発生したゴミ等は全て利用者が持ち帰るものとする。但し、鍵について継続利用者は、利用年度末まで責任も持って保持するものとする。

## (利用料金)

第5条 会館利用者は、別表に定める利用料金を納めなければならない。尚、利用料金の改訂は総会において承認を受けることとする。

## (優先順位)

第6条 会館利用については、利用料金表の上段に記載するものを優先するものとし、同順位については原則申し込み受付順とする。

## (賠償責任)

第7条 会館利用者は、この規則及び会館に提示する注意事項を遵守しなければならない。万一、会館の施設や備品を紛失・破損させた場合は弁償しなければならない。

## (利用禁止命令)

第8条 会館利用者において会館運営に支障を及ぼす行為があった時は、利用を禁止することができる。

## (利用時間)

第9条 会館利用時間は午前9時から午後10時までとする。但し、年末夜警等の特別な事情に限りこれを超過して利用することを認める。また、午後8時以降は楽器演奏を含む音響設備の使用は厳禁と

する。

(遵守事項)

- 第10条 会館内並びに会館敷地内での喫煙は厳禁とする。
- 2 会館敷地内の指定された場所以外の車両駐車は厳禁とする。
  - 3 駐車場内の事故・トラブルは利用者責任とし、自治会は関与しない。
  - 4 住宅地に隣接している事に留意し、騒音や違法駐車等の迷惑行為は厳に慎まなければならない。

(禁止事項)

- 第11条 営利目的の物品販売や講演会、宗教活動、政治活動等の会館使用上好ましくないと認められる場合は利用を許可しない。但し、自治会主導等の福祉目的で行うバザーについてはその限りでない。

(利用特例)

- 第12条 冠婚葬祭での利用は原則として使用不可とする。但し、自治会員でやむを得ない事情があると判断される場合はその限りでない。

(防火管理)

- 第13条 会館管理部長は別途定める防火管理体制に基づき、火元責任者として日常の防火管理を行う責任がある。又、会館利用時の利用責任者も火元責任者として防火管理を行う義務がある。

(役員会決議)

- 第14条 会館利用について、この規則に定めるものの他、従前の運営を尊重する。
- 2 疑義が生じたときは、役員会において論議を行い決議事項として取り扱う。
  - 3 必要に応じ、本規則の改訂もしくは第1条に定める規定の細部付義事項として細則の取り決めを行うこととする。

(附則)

- この規則は、平成13年4月1日より施行する。(改訂)
- この規則は、平成21年4月1日より施行する。(改訂)
- この規則は、平成27年4月1日より施行する。(改訂)
- この規則は、平成28年4月1日より施行する。(改訂)
- この規則は、平成29年4月1日より施行する。(改訂)
- この規則は、平成30年4月1日より施行する。(改訂)

# 大矢船自治会館利用料金表

(別 表)

1. 自治会の総会、役員会、専門部会議、実行委員会、班会議、自治会主催行事、松風会は無料とする。
2. 自治会の認定団体及び行政機関、公共機関が使用する場合も無料とする。

認定団体：加賀田中学校区青少年健全育成会、大矢船福祉委員会、  
加賀田中学校区青色防犯パトロール隊

その他団体： 小・中学校PTA、防犯協力隊

3. 上記以外の利用料金表（一般利用） 各室1時間単位の料金単価（単位：円）

会館 区分	グループ区分		自治会会員のみで構成する グループ（A）	自治会会員が過数で構成 するグループ（B）	その他（C）
	利用室				
自 治 会 館	全館利用		500	800	2,600
	多 目 的 ホ ー ル	全室	400	500	1,300
		A半室	300	400	700
		B半室	300	400	700
	会 議 室		300	400	700
別 館	全館利用		500	800	1,300
	和室		300	400	700
	ホ ー ル		300	400	700

\* シニア割引；利用者全員が70歳以上で構成されている団体は、  
利用時間1時間につき50円を割り引く。

\* エアコン使用料金：自治会が主催する行事以外で使用する場合は、料金器に各自100円硬貨を投入  
して使用する（1機当たり2時間で100円）。

#### 4. 利用申込時の注意事項

- (1) 一般利用者の場合は、「大矢船自治会館運営規則」の第3条3項の「継続利用者」同様の規定を適用する。
- (2) 初めてグループ利用を行う時、グループ代表者が別途定める様式により利用申込を行う。  
（主たる目的、会費の有無、自治会会員構成比率、名簿等の確認）